

千葉市谷津田の自然の保全施策指針に基づく「谷津田の保全と活用の推進事業」 保全と活用に関する事業の進め方について(H30 年度見直し)

2025/3/31 時点

1. 谷津田保全事業とは

千葉市の原風景である谷津田の自然は、水田や雑木林等における農的な営みとともに育まれ、自然の多様な生態系や自然的景観を残してきたが、農林業の衰退に伴う耕作放棄等により、谷津田の荒廃が進んできた。そこで、平成15年7月に「千葉市谷津田の自然の保全施策指針」を策定し、市内63箇所の谷津田から25地区の保全対象モデル候補地^{※用語1}を選定した。そのうち15地区は「千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱」（以下「要綱等」という。）等に基づき、谷津田等保全地区^{※用語2}として土地所有者と保全協定を締結し、保全を推進してきたところである。また、平成23年度の「谷津田の保全事業の見直し」により、15地区のうち7地区を優先地区^{※用語3}とし、さらに、平成27年度には、「再見直し」により3地区を追加し10地区を優先地区とした。

令和7年3月現在、14地区、計64.9haで保全協定を締結するとともに、市民団体を含めた活動協定を5地区、7団体と締結し、保全と活用を推進している。

2. 課題

- (1) 一部の谷津田において、宅地開発が進み土地が改変されている。
- (2) 保全協定締結対象区域^{※用語4}隣接地において、自然再生に向けた市民活動等が積極的に行われている区域がある。
- (3) 新たに地役権が設定されたこと等の理由により保全協定の締結が行うことができない土地が発生しており、改めて保全協定締結対象区域の確認を行う必要がある。

3. 事業の進め方の見直し

- 「事業の進め方」を見直すため、平成30年度に谷津田の現況調査を実施し、谷津田等保全15地区について各地区の“保全協定締結対象区域を整理”した。
- (1) 谷津田等保全地区の見直し
大規模な宅地開発により谷津田の機能が失われ、自然再生が見込めない地区について、谷津田等保全地区から除外した。
 - (2) 保全協定締結対象区域の整理
以下の考え方に基づき、保全協定締結対象区域の整理を行った。
ア 保全協定締結対象区域隣接地で、谷津田の景観や生態系の保全に資するものについて、保全協定締結対象区域に加えた。
イ 宅地開発等により一部が開発された土地については、保全協定締結対象区域から除外した。
ウ 地役権設定地や開発事業者所有地等の理由により保全協定締結対象区域から除外している区域の時点修正を行った。

4. 見直しの結果

【保全協定締結対象区域】14地区で計81.1haとする。

【対象地区】

小山地区、下大和田（猿橋）地区、金光院地区の3地区において、区域の拡大を行う。金親地区において、区域の縮小を行う。大百池地区は谷津田等保全地区から除外する。

地区名			主な所在地	保全事業 対象区域 面積 (ha)	保全協定締結対象区域の見直し(ha)				拡大・縮小の要因(ha)			令和7年3月31日時点
					見直し前	見直し後	増年度 追加	変更の理由	協定が可能な土地 の精査によるもの	区域の拡大による もの	宅地開発等による もの	保全協定締結面積 (保全区域)(ha)
優先地区	701	小倉	若葉区小倉町の一部	6	3.9	3.53	-	(2)ウ	△ 0.37	-	-	3.21
	202	原(東寺山)	若葉区原町の一部	22	4.3	4.05	-	(2)ウ	△ 0.25	-	-	2.64
	604	大蔵池(越智)	緑区越智町の一部	5	3.2	2.72	-	(2)ウ	△ 0.48	-	-	1.70
	507	金光院	若葉区金親町の一部	50	11.8	11.52	-	(2)ア+ウ	△ 0.35	0.07	-	10.95
	607	昭和の森(小山地区含む)	緑区小山町の一部	35	8.7	9.37	-	(2)ア・ウ	△ 0.52	1.20	-	7.71
	301	加曾利(坂月川にオトープ)	若葉区小倉町の一部	42	0.5	0.48	-	—	-	-	-	0.48
	304	大草谷津田いきもの里	若葉区大草町の一部	44	17.0	13.67	-	(2)ウ	△ 3.33	-	-	12.74
	512	下大和田西	緑区下大和田町の一部	12	9.1	8.97	-	(2)ウ	△ 0.13	-	-	6.48
	501	谷当	若葉区谷当町の一部	15	8.0	7.63	8.53	(2)ウ	△ 0.37	-	-	8.21
505	下大和田(猿橋)	緑区下大和田町の一部	53	5.3	3.71	-	(2)ア・ウ	△ 2.27	0.68	-	1.38	
小 計				284	71.8	66.56					55.49	
非優先地区	601	南生実(大百池)	中央区南生実町の一部	2	1.4	0.00	-	(1)	-	-	△ 1.40	0.00
	510	千葉中(中野IC)	若葉区中野町の一部	9	2.0	1.96	-	—	-	-	-	0.40
	403	赤井	中央区赤井町の一部	56	1.9	1.89	-	—	-	-	-	1.26
	104	柏井	花見川区柏井町の一部	19	3.6	3.57	-	—	-	-	-	1.73
	506	金親	若葉区金親町の一部	44	9.3	7.09	-	(2)イ・ウ	△ 0.12	-	△ 2.09	6.01
	小 計				130	18.2	14.51					9.39
計				414	90.0	81.07	△ 8.18			1.94	△ 3.49	64.88

※各谷津田の保全協定面積は端数を四捨五入しているため、表示されている面積の合計は、実際の合計面積と合わない場合があります

5. 今後の事業の進め方について

今後も、谷津田の自然の重要性に対する普及啓発により、土地所有者の理解とともに、ボランティア活動の促進等のため定期的な見直しを実施しつつ、より効果的な保全と活用を推進していく。

【優先10地区】

- 各地区の保全協定締結対象区域において、優先的に保全協定の締結を図り保全を行う。
- 市民団体等との活動協定の締結を進め、場の活用を推進する。

【優先地区以外】

- 保全協定締結地の現況把握に努め、荒廃した谷津田については、保全対策に向けた取り組みを検討しつつ、保全協定締結対象区域の見直しも検討する。

- <用語>
- 1 保全対象モデル候補地：指針により、市内63箇所の谷津田のうち自然的条件・社会的条件を勘案して保全の対象と設定したモデル地区（平成30年度事業見直しにおいて24地区）
 - 2 谷津田等保全地区：要綱等に基づき土地所有者と保全協定を締結することにより保全を図る地区（平成30年度事業見直しにおいて14地区）
 - 3 優先地区：要綱等により保全を図る14地区のうち、保全協定の締結や自然再生等の活用を優先的に実施する地区（10地区）
 - 4 保全協定締結対象区域：谷津田等保全地区において保全協定の締結を目指す区域（平成30年度事業見直しにおいて80.2ha）